

社会福祉法人 相思会 費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相思会(以下「法人」という。)の開催する理事会、評議員会、監事会等のために法人の理事、評議員、監事等が要した費用を弁償することを目的とする。

(費用弁償の支給)

第2条 弁償の対象は上記会議に出席した場合、あるいは、研修会、視察等に出席した場合に支給する。

1 理事会、評議員会、監事会に出席したとき

(1)施設所在地在住の理事・評議員・監事については、

1日 10,000円

(2)施設所在地以外在住の理事・評議員・監事については、

1日 15,000円

(3)前2号の規定にかかわらず下記の者には支給しない。

理事長、施設長、施設職員

2 研修会、視察等に出席したとき旅費規程第8条の規定に基づき積算した額

(改正)

第3条 この規程を改正する必要があるときは理事会に諮らなければならない。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行し平成12年1月1日から適用する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。